

兵庫県公報

平成19年3月30日

第11号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

	ページ
○行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	1
○行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則（同）	21

公布された法令のあらまし

●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第39号）

平成19年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌並びに職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、課及び室の組織改正

ア 県民政策部

- (ア) 消費生活室を消費生活課に再編する。
- (イ) ふれあいの祭典室をふれあいの祭典課に再編する。

イ 企画管理部

- (ア) 財政課及び資金管理課を財政課に再編する。
- (イ) 職員課及び共済室を職員課に再編する。
- (ウ) 管財課及び財産管理室を管財課に再編する。
- (エ) 県民情報室を県民情報センターに再編する。
- (オ) のじぎく国体局を廃止する。

ウ 健康生活部

- (ア) 福祉局を社会福祉局及び障害福祉局に再編する。
- (イ) 社会福祉局に社会援護課、福祉法人課及び高齢社会課を設置する。
- (ウ) 障害福祉局に障害福祉課及び障害者支援課を設置する。
- (エ) のじぎく大会局を廃止する。
- (オ) 健康ひょうご課及び健康増進課を健康増進課に再編する。
- (カ) 社会援護課、高齢福祉課及び介護保険課を社会援護課、福祉法人課及び高齢社会課に再編する。
- (キ) 環境影響評価室及び環境情報センターを環境管理局から環境政策局に移管し、環境影響評価課に再編する。

エ 農林水産部

- (ア) 農地調整室を農林水産局から農政企画局に移管し、農業経営課に再編する。
- (イ) 団体検査室を団体検査課に再編する。
- (ウ) 森林動物共生室を廃止する。
- (エ) 豊かな森づくり室及び森林保全室を豊かな森づくり課に再編する。

オ 県土整備部

- (ア) 総務課、契約・建設室、技術企画課及び技術管理室を総務課、契約管理課及び技術企画課に再編する。
- (イ) 地域プロジェクト課及び21世紀の森課を21世紀の森課に再編する。
- (ウ) 道路計画課及び高速道路室を道路計画課に再編する。
- (エ) 都市政策課及び土地対策室を都市政策課に再編する。
- (オ) 景観形成室及びまちづくり課をまちづくり課に再編する。

カ 出納局

- (ア) 出納長を廃止し、会計管理者を設置する。
- (イ) 審査・指導室を審査・指導課に再編する。

(2) 地方機関の組織改正

- ア 県民局に県税部を設置する。
- イ 動物愛護センターに三木支所及び淡路支所を設置する。
- ウ 丹波市青垣町沢野に森林動物研究センターを設置する。

(3) その他の内部組織の改正

ア 県民政策部

- (ア) 総務課に業務改善・IT推進係を設置する。
- (イ) 消費生活課に指導啓発係及び消費者保護係を設置する。
- (ウ) ふれあいの祭典課に総務調整係及び事業係を設置する。

イ 企画管理部

- (ア) 総務課に業務改善・IT推進係を設置する。
- (イ) 税務課の調査係を廃止し、徴収係及び個人住民税特別対策係を設置する。
- (ウ) 職員課に管理係、共済業務係及び共済年金係を設置する。
- (エ) 管財課に車両係及び公有財産係を設置する。
- (オ) 自治情報課の情報セキュリティ係を廃止し、情報管理係を設置する。
- (カ) 文書課に文書管理係を設置する。
- (キ) 県民情報センターに情報公関係、個人情報・行政手続係及び行政資料係を設置する。
- (ク) 大学課に管理係を設置する。
- (ケ) 企画課の災害支援協力係及び周年記念事業係を調整係及び防災事業係に再編する。
- (コ) 防災計画課の国民保護計画係を危機管理係に再編する。
- (ク) 災害対策課の施設係を廃止する。

ウ 健康生活部

- (ア) 健康福祉政策課に医療構造改革係を設置する。
- (イ) ユニバーサル課の率先行動係を廃止する。
- (ウ) 児童課の保育係を保育・こども園係に再編する。
- (エ) 疾病対策課の検診指導係を企画調整係に、結核予防係及び感染症係を感染症係に再編する。
- (オ) 健康増進課の栄養係を生活習慣病予防対策係、食の健康係に再編する。
- (カ) 薬務課の薬務政策係、薬務係、監視指導係及び麻薬係を流通指導係、製造指導係及び薬物対策係に再編する。
- (キ) 社会援護課の企画調整係及び地域福祉係を福祉企画係に再編するとともに、法人・監査指導係及び福祉施設係を福祉法人課へ移管し、同課の法人・監査指導係及び福祉センター係に再編するとともに、同課に指導係を置く。
- (ク) 福祉法人課に(キ)に掲げる係のほか、高年施設係を設置する。
- (ケ) 高齢社会課に企画調整係、計画係、予防支援係、養成・審査係及び介護事業者係を設置する。
- (コ) 環境整備課の不法投棄対策係及び廃棄物規制係を廃棄物適正処理係に再編する。
- (ク) 大気課の管理係及び有害物質係を廃止する。
- (シ) 水質課の産業排水係及び水環境調査係を産業排水・土壌係に再編する。

エ 産業労働部

- (ア) 総務課に業務改善・IT推進係を設置する。
- (イ) 科学振興課に政策係を設置する。
- (ウ) 経営支援課のIT振興係をIT・サービス産業振興係に再編する。
- (エ) 商業振興課の生活産業係を廃止する。
- (オ) 工業振興課の工鉱業係及び産地係を地域産業係に再編する。
- (カ) 労政福祉課の労政企画係及び福祉振興係を労政企画係に再編し、活動支援係及び自然活用型事業係をCSR事業係に再編する。
- (キ) 能力開発課の民間訓練係及び兵庫しごとカレッジ係をカレッジ支援係に再編するとともに、ものづくり大学校整備係を設置する。

(ク) 国際経済課の投資促進係及び経済拠点係を投資促進係に再編するとともに、世界華商大会地元協力係を設置する。

オ 農林水産部

(ア) 総合農政課に集落活性化係を設置する。

(イ) 農業経営課に経営企画係、国有農地係及び農地利用係を設置する。

(ウ) 団体検査課に農協第1係、農協第2係、農協第3係、水産・森林組合係及び企画係を設置する。

(エ) 農村環境課の地域政策係を廃止する。

(オ) 農地整備課の県営ほ場整備係及び基盤整備係を県営整備係及び基盤保全向上係に再編する。

(カ) 農産園芸課の果樹特産係及び花き係を花き果樹特産係に再編するとともに、花の拠点整備係を設置する。

(キ) 林務課に林政係を設置する。

(ク) 豊かな森づくり課に普及啓発係、整備係、野生鳥獣係、保安林係、森林保全係及び森林保護係を設置する。

(ケ) 水産課に漁政係を設置する。

カ 県土整備部

(ア) 総務課に建設業係を設置する。

(イ) 契約管理課に入札制度係、契約係、技術評価係及び情報システム・電子入札係を設置する。

(ウ) 技術企画課に土木企画係、土木技術係、積算係及び環境技術係を設置する。

(エ) 交通政策課に地域交通係を設置する。

(オ) 空港政策課に利用調整係を設置する。

(カ) 21世紀の森課に小野長寿の郷係を設置する。

(キ) 用地課の事務係を廃止する。

(ク) 道路計画課に事務係、都市高速道路係及び高規格幹線道路係を設置する。

(ケ) 道路保全課の環境係を廃止する。

(コ) 河川整備課の保全係を廃止する。

(サ) 砂防課の事務係を廃止するとともに、土砂災害防止係を土砂災害対策係に再編する。

(シ) 下水道課の建設係を廃止する。

(ス) 港湾課の環境係を廃止する。

(セ) まちづくり課の福祉のまちづくり推進係及び福祉のまちづくり指導係を福祉のまちづくり係に再編のうえ、都市政策課に移管し、同課のまちづくり政策係を都市政策係に、緑化計画係及び緑化事業係を緑化政策係に再編するとともに、事務係、企画調査係、利用調整係及び不動産業指導係を設置する。

(ソ) まちづくり課に景観行政係及び緑の地域環境係を設置する。

(タ) 市街地整備課の組合事業係を廃止する。

(チ) 公園緑地課の事務係及び国営公園係を廃止する。

(ツ) 住宅計画課の事業調整係及び企画調整係を住宅行政係に、まち再生計画係及び資金支援係をまち再生企画係に再編する。

(テ) 公営住宅課の事務係を廃止する。

(ト) 住宅管理課に財産係を設置する。

(ナ) 建築指導課の管理係及び建築行政係を管理係に、防災係を防災耐震係に再編するとともに、構造審査係を設置する。

(ニ) 復興推進課に企画調整係を設置する。

キ 附属機関

(ア) 公益認定等委員会を設置する。

(イ) 結核診査協議会を廃止する。

ク 地方機関

(ア) 県立男女共同参画センターの団体課を調整課に改める。

(イ) 丹波県民局の県民生活部に事業課を設置する。

(ウ) 伊丹県税事務所及び加古川県税事務所の間税課並びに姫路県税事務所の間税課及び軽油調査課を廃止する。

(エ) 神戸土地改良事務所、社土地改良事務所、姫路土地改良事務所、上郡土地改良事務所、豊岡土地改

良事務所、柏原土地改良事務所及び洲本土地改良事務所に管理課を設置する。

- (d) 神戸土木事務所のダム課及び公園防災課を公園ダム課に再編する。
- (e) 豊岡土木事務所のダム課を廃止する。
- (f) 三田土木事務所の道路整備課及び道路保全課を道路課に再編する。
- (g) 動物愛護センターに企画課を設置する。

(4) 職制の改正

- ア 課に置く室長の職を置くとともに、室に置く室長の職を廃止する。
- イ 健康生活部に福祉参事の職を置く。
- ウ 税務課に不正軽油特別対策官の職を置く。
- エ 課に副課長の職を置く。
- オ 工事検査室に副室長の職を置く。
- カ 消防課又は環境情報センターに置く主任気象専門員又は気象専門員の職を廃止する。
- キ 県民局の部に副参事の職を、事務所、神戸生活創造センター又は生活科学センターに副所長の職を置く。
- ク 但馬文教府、西播磨文化会館又は淡路文化会館に副館長の職を置く。
- ケ 淡路文化会館に館長補佐の職を置く。
- コ 県税事務所に主任課税調査専門員又は課税調査専門員の職を置き、主任不動産評価専門員又は不動産評価専門員の職を廃止する。
- サ 県立こどもの館に副館長の職を置く。
- シ 県立精神保健福祉センター、県立のじぎく療育センター又は森林動物研究センターに次長の職を置く。
- ス 県立明石学園に副園長の職を置く。
- セ 森林動物研究センターに主任森林動物専門員又は森林動物専門員の職を置く。
- ソ 兵庫県立大学に会計研究科に会計研究科長を置く。
- タ のじぎく国体局に置く副局長、のじぎく国体局及び施設調整課に置く参事、のじぎく国体局総務課、施設調整課及び競技式典課に置く主任国体専門員及び国体専門員の職を廃止する。
- チ のじぎく大会局に置く参事の職を廃止する。
- ツ 文書課に、公益法人、公益信託及び宗教法人に関することをつかさどる臨時の職を置く。
- テ 社会援護課に置く福祉施設の整備及び運営に係る調整に関することをつかさどる臨時の職を廃止する。
- ト 産業振興局に第25回全国菓子大博覧会・兵庫の開催に係る総合調整に関することをつかさどる臨時の職を置く。
- ナ 能力開発課にものづくり大学校の開設準備に関することをつかさどる臨時の職を置く。
- ニ 臨時の職である儀典室長及び軽油特別調査官を廃止する。
- ヌ 税務課に臨時の職として個人住民税特別対策官を置く。
- ネ 児童課に臨時の職としてこども安全官を置く。
- ノ その他職制の改正等所要の整備を行う。

2 労働委員会事務局組織規則の一部改正

- (1) 総務調整課の調整第1係及び調整第2係を調整係に再編する。
- (2) 審査課の審査第1係、審査第2係及び審査第3係を審査第1係及び審査第2係に再編する。
- (3) 事務局の課に主幹に代えて副課長を設置するとともに、規定の整備を行う。

3 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正

企業庁及び病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

4 地方公営企業法第15条第1項但し書きの主要な職員に関する規則の一部改正

企業庁及び病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

◎行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第40号）

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 ため池の保全に関する条例施行規則について所要の整備を行う（第6条、第7条、第11条、第3号様式及び第4号様式関係）。
- 2 主要農作物の種子に係るは場審査及び生産物審査に関する規則について所要の整備を行う（第2条関係）。
- 3 行政書士の業務に関する手続等を定める規則について所要の整備を行う（第4条及び様式第4号関係）。
- 4 兵庫県職員委員会規則について所要の整備を行う（第4条及び第5条関係）。

- 5 家畜人工授精師養成講習会規則について所要の整備を行う（第 4 条関係）。
- 6 主要農作物原種配布規則について所要の整備を行う（第 1 条関係）。
- 7 県税等に係る財務規則の特例に関する規則について所要の整備を行う（第 8 条及び第13条関係）。
- 8 児童福祉規則について所要の整備を行う（様式第22号関係）。
- 9 公舎管理規則について所要の整備を行う（第 2 条及び第 6 条関係）。
- 10 兵庫県特別職報酬等審議会規則について所要の整備を行う（第 2 条関係）。
- 11 兵庫県自治研修所規則について所要の整備を行う（別表関係）。
- 12 兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則について所要の整備を行う（様式第 3 号関係）。
- 13 公有財産規則について所要の整備を行う（第 6 条、第 7 条及び別表第 2 関係）。
- 14 文書管理規則について所要の整備を行う（別表関係）。
- 15 児童虐待の防止等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する証票の様式を定める規則について所要の整備を行う（様式関係）。
- 16 収用委員会事務局の設置等に関する規則について所要の整備を行う（第 5 条関係）。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 39 号

行政組織規則等の一部を改正する規則

（行政組織規則の一部改正）

第 1 条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の 9」を「第20条の 6」に、「第56条の 4」を「第56条の 3」に、「第46節から第51節まで 削除」を「第46節 森林動物研究センター（第235条－第239条）」に改める。
第47節から第51節まで 削除

第 5 条の 2 中「、課及び室」を「及び課」に、「課室に」を「課に」に改め、同条の表局名等の項中「課室名」を「課名」に改め、同表政策局の款総務課の項中「企画調整係」を「企画調整係 業務改善・IT推進係」に改め、同款統計課の項中「管理係」及び「指導係」を削り、同表県民文化局の款消費生活室の項中「消費生活室」を「消費生活課」に改め、同款ふれあいの祭典室の項を削り、同款に次のように加える。

ふれあいの祭典課	総務調整係 事業係
----------	-----------

第 5 条の 3 第 5 号中「援護室」を「社会援護課」に改める。

第 5 条の 8 第 3 号、第 5 条の10第 4 号及び第 5 条の11第 2 号中「他課室」を「他課」に改める。

第 5 条の12第10号中「消費生活室」を「消費生活課」に改め、同条第11号中「他課室」を「他課」に改める。

第 5 条の13（見出しを含む。）中「消費生活室」を「消費生活課」に改め、同条第11号及び第12号中「他課室」を「他課」に改める。

第 5 条の14を削る。

第 5 条の15第 4 号中「県立母と子の島」を「県立いえしま自然体験センター」に改め、同条を第 5 条の14とする。

第 5 条の16を第 5 条の15とし、第 2 章第 1 節第 4 款中同条の次に次の 1 条を加える。

（ふれあいの祭典課の事務）

第 5 条の16 ふれあいの祭典課においては、ふれあいの祭典に関する事務をつかさどる。

第 5 条の18第 3 号、第 5 条の19第 7 号並びに第 5 条の20第 6 号及び第 8 号中「他課室」を「他課」に改める。

第 6 条中「、課及び室」を「及び課」に、「課室に」を「課に」に改め、同条の表局名の項中「課室名」

を「課名」に改め、同表企画調整局の款総務課の項中「企画調整係」を「企画調整係 業務改善・IT推進係」に改め、同款資金管理課の項を削り、同款税務課の項中「調査係」を「徴収係」に、「システム管理係」を「システム管理係 個人住民税特別対策係」に改め、同表管理局の款職員課の項中「福利厚生係」を「管理係 福利厚生係」に、「公務災害係」を「公務災害係 共済業務係 共済年金係」に改め、同款共済室の項を削り、同款管財課の項中「設備係」を「設備係 車両係 公有財産係」に改め、同款財産管理室の項を削り、同表教育・情報局の款自治情報課の項中「行政情報化係」を「情報管理係 行政情報化係」に改め、「情報セキュリティ係」を削り、同款文書課の項中「公益・宗教法人係」を「文書管理係」に、「歴史資料係」を「歴史資料係 公益・宗教法人係」に改め、同款県民情報室の項中「県民情報室」を「県民情報センター」に改め、同款大学課の項中「経営係」を「管理係 経営係」に改め、同表防災企画局の款企画課の項中「災害支援協力係 周年記念事業係」を「調整係 防災事業係」に改め、同款防災計画課の項中「国民保護計画係」を「危機管理係」に改め、同表災害対策局の款災害対策課の項中「施設係」を削り、同表のじぎく国体局の款を削る。

第8条第8号中「の充当」を削り、同条第11号を同条第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 県行政と密接な関連のある公社等の資金運用及び資金調達の指導に関すること。

(13) 特定用地の活用方策の調整に関すること。

第8条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 県の資金運用及び一時借入金に関すること。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1号、第4号及び第5号中「他課室」を「他課」に改め、第2章第2節第3款中同条を第12条とする。

第14条中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に関すること。

(7) 恩給に関すること（社会援護課の所掌に属するものを除く。）。

第14条を第13条とし、第15条を削る。

第16条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、同条第3号中「他課室」を「他課」に改め、同条中同条を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 公有財産の統括に関すること。

(2) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県有建物復興基金及び土地基金に関すること。

第16条に次の1号を加える。

(11) 庁用自動車の集中管理に関すること。

第16条を第14条とし、第16条の2を削る。

第2章第2節第4款中第17条を第15条とし、第17条の2を第16条とする。

第18条に次の1号を加える。

(15) 公益認定等委員会に関すること。

第18条を第17条とし、第18条の2（見出しを含む。）中「県民情報室」を「県民情報センター」に改め、同条を第18条とする。

第19条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に、「県立大学に関すること」を「大学課の所掌に属するもの」に改め、同号を同条第4号とする。

第19条の2第4号中「前3号」を「前各号」に、「県立大学」を「大学」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 神戸学習プラザに関すること。

第20条第3号を次のように改める。

(3) ひょうご安全の日を定める条例（平成17年兵庫県条例第42号）の施行に関すること。

第20条の4第7号及び第20条の6第7号中「他課室」を「他課」に改める。

第2章第2節第7款を削る。

第21条中「、課及び室」を「及び課」に、「課室に」を「課に」に改め、同条の表局名の項中「課室名」を「課名」に改め、同表生活企画局の款健康福祉政策課の項中「健康施設係」を「健康施設係 医療構造改

革係」に改め、同款健康ひょうご課の項を削り、同款ユニバーサル課の項中「率先行動係」を削り、同表少子局の款児童課の項中「保育係」を「保育・子ども園係」に改め、同表健康局の款疾病対策課の項中「検診指導係 結核予防係」を「企画調整係」に改め、同款健康増進課の項中「栄養係」を「生活習慣病予防対策係 食の健康係」に改め、同款業務課の項中「業務政策係 業務係」を削り、「監視指導係 麻薬係」を「流通指導係 製造指導係 薬物対策係」に改め、同表福祉局の款中「福祉局」を「社会福祉局」に改め、同款社会援護課の項中「企画調整係 地域福祉係 法人・監査指導係」を「福祉企画係」に、「医療係」を「医療係 指導係」に改め、「福祉施設係」を削り、同款高齢福祉課の項を次のように改める。

福祉法人課	法人・監査指導係 福祉センター係 高年施設係
-------	------------------------

第21条の表福祉局の款介護保険課の項中「介護保険課」を「高齢社会課」に、「企画調整係」を「企画調整係 計画係」に、「養成指導係 相談・審査係」を「養成・審査係 介護事業者係」に改め、同款障害福祉課の項及び障害者支援課の項を削り、同表のじぎく大会局の款を次のように改める。

障害福祉局	障害福祉課	障害政策係 身体障害者支援係 知的・発達障害者支援係 障害施設係 精神医療係 精神福祉係
	障害者支援課	企画調整係 就労支援係

第21条の表環境政策局の款環境政策課の項中「国際協力係」を削り、同款に次のように加える。

環境影響評価課	審査係
---------	-----

第21条の表環境管理局の款環境整備課の項中「不法投棄対策係 廃棄物規制係」を「廃棄物適正処理係」に改め、同款環境影響評価室の項及び環境情報センターの項を削り、同款大気課の項中「管理係 有害物質係」を削り、同款水質課の項中「産業排水係 水環境調査係」を「産業排水・土壌係」に改める。

第22条の2第2号を次のように改める。

(2) 医療構造改革の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第22条の3を削り、第22条の4を第22条の3とし、第22条の5を第22条の4とする。

第22条の6第6号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同条を第22条の5とする。

第22条の7第2号中「他課室」を「他課」に改め、同条を第22条の6とする。

第2章第3節第3款中第22条の8を第22条の7とする。

第22条の9に次の1号を加える。

(5) 県立こどもの館^{やまた}に関すること。

第22条の9を第22条の8とする。

第22条の10第2号中「他課室」を「他課」に改め、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「県立こどもの館^{やまた}」を削り、同号を同条第13号とし、同条第11号中「他課室」を「他課」に改め、同条中同号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。

第22条の10を第22条の9とする。

第23条第24号中「こと」の右に「（疾病対策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第24条第1号を次のように改める。

(1) 生活習慣病の医療並びにその他の疾患の医療及び予防に関すること。

第24条第3号を削り、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) がん対策に関すること。

第24条第8号を削り、同条中第9号を第8号とし、第10号を9号とし、第11号を第10号とし、同条第12号中「結核診査協議会及び」を削り、同号を同条第11号とし、同条に次の1号を加える。

(2) 前各号に掲げるもののほか、疾病対策に関すること。

第25条中第17号を第19号とし、第12号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第10号及び第11号を削り、第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 食育基本法（平成17年法律第63号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関すること。

第25条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を削り、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 健康に関する施策の企画及び推進に関すること。

(2) 健康ひょうご21大作戦に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。

(3) 生活習慣病の予防に関すること（疾病対策課の所掌に属するものを除く。）。

第26条第22号及び第29号中「他課室」を「他課」に改める。

「第5款 福祉局」を「第5款 社会福祉局」に改める。

第27条の2第2号中「こと」の右に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第4号中「他課室」を「他課」に改め、同条第11号から第13号までを削り、同条第14号を同条第11号とし、同条第15号中「他課室」を「他課」に改め、同条中同号を第12号とし、第16号から第33号までを3号ずつ繰り上げ、第34号及び第35号を削り、第36号を第31号とし、第37号を第32号とする。

第27条の3（見出しを含む。）中「高齢福祉課」を「福祉法人課」に改め、第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 社会福祉施設の監査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 介護サービス事業者等の指導及び監査に関すること。

第27条の3第3号から第6号までを削り、同条第7号中「介護老人保健施設」の右に「、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の4号を加える。

(4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（適合高齢者専用賃貸住宅の届出に関することを含む。）に関すること。

(5) 介護保険施設等の整備に関すること。

(6) 地域介護・福祉空間整備等交付金等に関すること。

(7) 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の施行に関すること。

第27条の3第8号を次のように改める。

(8) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の施行に関すること。

第27条の3第9号中「高齢者の保健福祉」を「社会福祉法人等」に改め、「（他課室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第11号とし、同条第8号の次に次の2号を加える。

(9) 社会福祉研修所、兵庫県福祉センター（視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、県立総合リハビリテーションセンター及び県立西播磨総合リハビリテーションセンターに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会及び社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に関すること。

第27条の4（見出しを含む。）中「介護保険課」を「高齢社会課」に改め、第2号及び第3号を削り、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 高齢化に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。

(2) 高齢者の保健福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。

第27条の4第4号を次のように改める。

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第27条の4第7号を同条第14号とし、同号の前に次の6号を加える。

(8) 老人クラブに関すること。

(9) 長寿祝金に関すること。

(10) 介護保険財政安定化基金に関すること。

(11) 地域リハビリテーションシステムの構築に関すること。

(12) 県立但馬長寿の郷に関すること。

(13) 介護保険審査会に関すること。

第27条の4第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関すること（福祉法人課の所掌に属するものを除く。）。

第2章第3節第6款を削る。

第27条の4の次に次の款名を付する。

第6款 障害福祉局

第27条の5第2号から第5号まで、第7号及び第10号中「他課室」を「他課」に改め、同条中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。)

第29条第3号及び第11号、第29条の2第2号並びに第29条の3第3号中「他課室」を「他課」に改め、第2章第3節第7款中同条の次に次の1条を加える。

（環境影響評価課の事務）

第29条の4 環境影響評価課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境影響評価に関すること。
- (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関すること。
- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関すること。
- (4) 大気汚染状況の常時監視に関すること。
- (5) 大気汚染緊急時に係る大気汚染状況の周知及び協力要請に関すること。
- (6) 環境影響評価審査会に関すること。

第30条の2及び第30条の3を削る。

第30条の4第5号中「環境情報センター」を「環境影響評価課」に改め、同条第12号中「県土整備部県土企画局」を「空港政策課」に改め、同条を第30条の2とする。

第31条第7号中「他課室」を「他課」に改める。

第38条の表産業政策局の款総務課の項中「企画調整係」を「企画調整係 業務改善・IT推進係」に改め、同款科学振興課の項中「研究マネジメント係」を「政策係 研究マネジメント係」に改め、同表産業振興局の款経営支援課の項中「IT振興係」を「IT・サービス産業振興係」に改め、同款商業振興課の項中「生活産業係」を削り、同款工業振興課の項中「工鉱業係 産地係」を「地域産業係」に改め、同表しごと局の款労政福祉課の項中「福祉振興係」を削り、「活動支援係 自然活用型事業係」を「CSR事業係」に改め、同款能力開発課の項中「民間訓練係」を「カレッジ支援係」に、「兵庫しごとカレッジ係」を「ものづくり大学校整備係」に改め、同表国際局の款国際経済課の項中「経済拠点係」を「世界華商大会地元協力係」に改める。

第39条の4中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活産業の振興に関すること。

第40条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

第42条第5号中「農政企画局」を「総合農政課」に改める。

第47条中「課及び室」を「及び課」に、「課室に」を「課に」に改め、同条の表局名の項中「課室名」を「課名」に改め、同表農政企画局の款総合農政課の項中「楽農生活係 研究調整係」を「集落活性化係 研究調整係 楽農生活係」に改め、同款農業経営課の項中「担い手支援係」を「経営企画係 担い手支援係」に、「水田農業係」を「水田農業係 国有農地係 農地利用係」に改め、同款団体検査室の項中「団体検査室」を「団体検査課」に改め、同表農林水産局の款農村環境課の項中「地域政策係」を削り、同款農地整備課の項中「県営ほ場整備係 基盤整備係」を「県営整備係 基盤保全向上係」に改め、同款農地調整室の項を削り、同款農産園芸課の項中「果樹特産係 花き係」を「花き果樹特産係」に、「景観園芸係」を「景観園芸係 花の拠点整備係」に改め、同款林務課の項中「計画係」を「林政係 計画係」に改め、同款森林動物共生室の項を削り、同款豊かな森づくり室の項中「豊かな森づくり室」を「豊かな森づくり課」に、「整備係」を「整備係 野生鳥獣係 保安林係 森林保全係 森林保護係」に改め、同款森林保全室の項を削り、同款水産課の項中「資源管理係」を「漁政係 資源管理係」に改める。

第48条の2第4号中「農地整備課及び農地調整室」を「他課」に改め、同条第7号中「他課室」を「他課」に改める。

第48条の3に次の7号を加える。

- (8) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に係る特定利用権及び開発行為に関すること。
- (9) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること。

- (10) 農事に係る調停に関すること。
 (11) 農地法に基づく行政処分に係る訴訟に関すること。
 (12) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の施行に関すること。
 (13) 農業者年金に関すること。
 (14) 農業経営基盤強化措置特別会計に関する歳入金の徴収事務に関すること。

第49条第6号中「他課室」を「他課」に改める。

第50条（見出しを含む。）中「団体検査室」を「団体検査課」に改める。

第52条の2を削る。

第53条第2号中「農政企画局」を「消費流通課」に改める。

第55条第2号中「自然環境保全課」を「自然環境課」に改め、同条第10号中「農政企画局」を「消費流通課」に改め、同条第21号中「豊かな森づくり室、治山課及び森林保全室」を「他課」に改める。

第55条の2（見出しを含む。）中「森林動物共生室」を「豊かな森づくり課」に改め、第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 新ひょうごの森づくりの推進に関すること。
 (2) 災害に強い森づくりの推進に関すること。

第55条の2に次の5号を加える。

- (8) 保安林及び森林保安施設地区に関すること。
 (9) 森林の転用に関すること。
 (10) 森林病虫害の防除に関すること。
 (11) 森林保険及び森林火災予防に関すること。
 (12) 森林動物研究センターに関すること。

第55条の3及び第56条の2を削り、第56条の3を第56条の2とし、第56条の4を第56条の3とする。

第57条中「課及び室」を「及び課」に、「課室に」を「課に」に改め、同条の表局名の項中「課室名」を「課名」に改め、同表県土企画局の款総務課の項中「企画調整係」を「企画調整係 建設業係」に改め、同款契約・建設業室の項中「契約・建設業室」を「契約管理課」に、「建設業係」を「技術評価係 情報システム・電子入札係」に改め、同款技術企画課の項中「建築企画係」を「土木企画係 建築企画係」に、「投資資産管理係」を「投資資産管理係 土木技術係 積算係 環境技術係」に改め、同款技術管理室の項を削り、同款交通政策課の項中「鉄道計画係」を「地域交通係 鉄道計画係」に改め、同款空港政策課の項中「周辺整備係」を「利用調整係 周辺整備係」に改め、同款地域プロジェクト課の項を削り、同款21世紀の森課の項中「企画係」を「小野長寿の郷係 企画係」に改め、同表土木局の款用地課の項中「事務係」を「管理係」に、「用地補償係 管理係」を「用地補償係」に改め、同款道路計画課の項中「計画調査係」を「事務係 計画調査係」に、「環境係」を「環境係 都市高速道路係 高規格幹線道路係」に改め、同款高速道路室の項を削り、同款道路保全課の項中「環境係」を削り、同款河川整備課の項中「保全係」を削り、同款砂防課の項中「事務係」を削り、「土砂災害防止係」を「土砂災害対策係」に改め、同款下水道課の項中「建設係」を削り、同款港湾課の項中「環境係」を削り、同表まちづくり局の款都市政策課の項を次のように改める。

都市政策課	事務係 都市政策係 緑化政策係 福祉のまちづくり係 日本文化デザイン会議係 企画調査係 利用調整係 不動産業指導係
-------	---

第57条の表まちづくり局の款土地対策室の項及び景観形成室の項を削り、同款まちづくり課の項中「福祉のまちづくり推進係 福祉のまちづくり指導係」を削り、「審査係」を「審査係景観行政係 緑の地域環境係」に改め、同款市街地整備課の項中「組合事業係」を削り、同款公園緑地課の項中「事務係」及び「国営公園係」を削り、同表住宅建築局の款住宅計画課の項中「事業調整係 企画調整係」を「住宅行政係」に、「まち再生計画係 資金支援係」を「まち再生企画係」に改め、同款公営住宅課の項中「事務係」を削り、同款住宅管理課の項中「管理調整係」を「管理調整係 財産係」に改め、同款建築指導課の項中「建築行政係」を削り、「防災係」を「構造審査係 防災耐震係」に改め、同表復興局の款復興推進課の項中「復興調整係」を「企画調整係 復興調整係」に改め、同款復興支援課の項中「にぎわい再生係」を「住宅再建支援係 にぎわい再生係」に、「生活支援係 住宅再建支援係」を「生活支援係」に改める。

第58条中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 建設工事紛争審査会に関すること。

第58条中第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 建設業法（昭和24年法律第100号）の施行に関すること。

(15) 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関すること。

第58条の2（見出しを含む。）中「契約・建設業室」を「契約管理課」に改め、同条第2号中「他課室」を「他課」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 県土整備部の行政に係る電子計算組織に関すること。

第58条の2中第6号を削り、第7号を第5号とする。

第58条の3中第3号を第10号とし、第2号の次に次の7号を加える。

(3) 県土整備部の行政に係る工事の進行管理に関すること（技術に関するものに限る。）。

(4) 県土整備部の行政に係る県営工事の設計積算に関すること。

(5) 土木及び建築技術に係る規程又は基準に関すること。

(6) 技術職員の研修に関すること。

(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の施行に関すること。

(9) 入札参加者審査会に関すること（技術に関するものに限る。）。

第58条の4を削り、第58条の5を第58条の4とし、第58条の6を第58条の5とする。

第58条の7を次のように改める。

（21世紀の森課の事務）

第58条の7 21世紀の森課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 小野長寿の郷構想の推進に関すること。

(2) 尼崎21世紀の森に係る事業の推進に関すること。

(3) 無電柱化の推進に関すること。

第58条の7を第58条の6とし、第58条の8を削る。

第58条の9第1号、第2号及び第8号中「他課室」を「他課」に改め、第2章第6節第3款中同条を第58条の7とする。

第58条の10に次の2号を加える。

(3) 高速道路の建設促進及び総合調整に関すること。

(4) 兵庫県道路公社に関すること。

第58条の10を第58条の8とし、第58条の11を削る。

第60条各号、第61条第1号及び第8号、第63条第2号並びに第63条の2第2号中「他課室」を「他課」に改める。

第63条の3第3号中「他課室」を「他課」に改め、同条第4号中「まちづくり政策審議会」の右に「、国土利用計画審議会及び土地利用審査会」を加え、同号を同条第16号とし、同条第3号の次に次の12号を加える。

(4) 福祉のまちづくりに関する施策の推進に関すること。

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関すること。

(6) 土地に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

(7) 土地基本法（平成元年法律第84号）に基づく施策の総合調整に関すること。

(8) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関すること。

(9) 地価の調査及び公表に関すること。

(10) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関すること。

(12) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。

(13) 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）の施行に関すること。

(14) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の施行に関すること。

(15) 貸家組合に関すること。

第64条第1号及び第5号中「他課室」を「他課」に改める。

第64条の2及び第64条の3を削る。